

鹿児島県 工事成績評定要領 考查項目別運用表

評定者順(土木関係)

2025年4月改定(上段:新規定 下段:運用)

監督員	1 施工体制	I 施工体制一般	・ ・ ・ ・ ・	1
監督員	1 施工体制	II 配置技術者	・ ・ ・ ・ ・	2
監督員	2 施工状況	I 施工管理	・ ・ ・ ・ ・	3
監督員	2 施工状況	II 工程管理	・ ・ ・ ・ ・	4
監督員	2 施工状況	III 安全対策	・ ・ ・ ・ ・	5
監督員	2 施工状況	IV 対外関係	・ ・ ・ ・ ・	6
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木一般 ・ ・ ・ ・ ・	7
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	土木一般 ・ ・ ・ ・ ・	8
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	維持・修繕工事 ・ ・ ・ ・ ・	9
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	港湾浚渫工事 ・ ・ ・ ・ ・	10
監督員	5 創意工夫	創意工夫	・ ・ ・ ・ ・	11
総括監督員	2 施工状況	II 工程管理	・ ・ ・ ・ ・	13
総括監督員	2 施工状況	III 安全対策	・ ・ ・ ・ ・	14
総括監督員	4 工事特性	施工条件等	・ ・ ・ ・ ・	15
総括監督員	6 社会性等	地域への貢献等	・ ・ ・ ・ ・	19
総括監督員	7 法令遵守等	法令遵守等	・ ・ ・ ・ ・	20
検査員	2 施工状況	I 施工管理	・ ・ ・ ・ ・	22
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木一般 ・ ・ ・ ・ ・	23
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	コンクリート構造物工事 ・ ・ ・ ・ ・	24
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	土工事(切土、盛土、築堤等工事) ・ ・ ・ ・ ・	26
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	護岸・根固・水制工事(港湾工事以外) ・ ・ ・	27
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物	28
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井	30
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	舗装工事 ・ ・ ・ ・ ・	32
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	法面工事 ・ ・ ・ ・ ・	34
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	基礎工事及び地盤改良工事 ・ ・ ・ ・ ・	36
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	海岸工事 ・ ・ ・ ・ ・	38
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象	39
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	塗装工事 ・ ・ ・ ・ ・	41
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	トンネル工事 ・ ・ ・ ・ ・	42
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	植栽工事 ・ ・ ・ ・ ・	44
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事 ・ ・	45
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	電線共同溝工事 ・ ・ ・ ・ ・	47
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、	48
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	49
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む) ・	50
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	空港用地造成工事(排水工事、地盤改良工事を	55

1

11

考査項目別運用表 考査項目順（上段:新規定 下段:運用）		連番 改定
20	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1754 ○
21	鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1755 ○
22	配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1756 ○
23	安全衛生教育に関する工夫を行った。	1758 ○
24	安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	1760 ○
25	現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。（法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか） 法律で義務化される前の取組みを評価する。	1761 ○
26	現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。	1762 ○
27	熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。	1763 ○
28	一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。	1764 ○
29	熱中症防止のために効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。 本県特有の作業環境に配慮して、労働災害防止の観点から評価する。ミスト発生機、スポットクーラー、クールジャケットほか。	1765 ○
30	環境汚染の防止に関する工夫を行った。	1766 ○
31	海上事故の防止に関する工夫を行った。	1767 ○
32	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。 月単位の現場閉所率が28.5%以上であることが休日取得計画表が提出され、確認できる。 「週休2日」試行工事でなくてもよい。	1768 ○
33	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工、遠隔臨場、情報共有システムに取り組んだ。 ①情報化施工の試行要領(土木部、農政部)による簡易型以上を実施した。②遠隔臨場施工要領による段階確認を複数回実施した。③情報共有システム活用要領に基づくシステムを利用した。以上の3項目中2項目を達成した工事を評価	1769 ●
34	建設キャリアアップシステムを活用した。 建設キャリアアップシステム活用工事試行要領に基づく試行工事であり、基準を達成した工事を評価	1770 ●
35	品質証明員制度を活用して品質の確保に努めた □品質証明の対象工事及び準ずる工事以外において、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。※「準ずる工事」とは、土木部が発注する予定価格1億円以上の港湾漁港工事において、受注者が任意で品質証明員の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事をいう。※「履行内容が適正な場合」とは、自社で決められた内容・方法に基づき、品質証明員が工事着手からしゅん工まで工事全般に関与し、品質証明書が提出され、また、品質の確保に努めていることが、記録及び品質証明員からの聞き取り等により確認できること。□品質証明員の業務が検査前の出来形確認などごく一部の場合は評価しない。	1771 ○

22